

令和7年度山形地方最低賃金審議会  
第2回山形県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会議事要旨

- 1 日 時 令和7年10月10日（金）午前9時56分～午前11時17分
- 2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）
- 3 出席者 委員8名  
公益 粕谷委員、本間委員、丸山委員  
労働者側 池田委員、今野委員  
使用者側 江袋委員、木村委員、鈴木委員  
【欠席】 労働者側・小川委員  
（事務局） 松岡労働基準部長、門脇賃金室長、今野賃金室長補佐

4 議 題

- （1）山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について
- （2）その他

5 議事要旨

- （1）各側から特定最低賃金改正に係る考え方について主張があった。

労働者側からは、県内では、自動車産業は雇用者数、生産額の上でも主要な産業となっており、裾野の広さが与える地域への貢献、高度な技術的知識といった高い専門性に裏付けされた自動車産業が生み出す付加価値の高さ、さらには電動化、自動化対応など大変革を迎える中において、自動車産業を持続的に成長、発展させていくために、人材確保の必要性を重視し審議すべきだとする旨の主張があった。

使用者側からは、山形県内の自動車・同附属品製造業はサプライチェーンの下層の方に位置しており、特にエネルギー価格上昇や労務費に対する価格転嫁が進んでおらず、収益が上がらない中での急激な人件費引上げにより防衛的な賃上げをしていること、トランプ関税の影響により、米国内での価格転嫁は厳しく、日本市場の中で収益性を確保しており、サプライチェーンの下請けに対しコストダウンを要求するという動きが若干みられること、急激に円安が進んでおり、エネルギー価格の上昇がさらに収益性を圧迫していること等さらに懸念材料が増えており、現状の自動車業界の支払い能力等を踏まえながら審議したいとの主張があった。

その後、公労、公使の個別協議において、各側から金額提示があった。

【労働者側】

引上げ額 91 円、引上げ率 8.99%、改正金額 1,103 円

【使用者側】

引上げ額 29 円、引上げ率 2.87%、改正金額 1,041 円

- （2）次回開催は、令和7年10月16日（木）午前10時。